

# 子どもを虐待から守る条例

(令和 7 年 6 月一部改正)

## 改正のポイント

三重県子ども・福祉部 児童相談支援課

令和 7 年11月1日時点

## ○子どもを虐待から守る条例改正の主な経緯

全国の児童虐待相談対応件数は全国的に増加傾向にあり、本県においても平成30年度以降2,000件を超える高い水準で推移し、令和4年度は過去最多の2,408件に達する中、令和5年5月、本県の児童相談所が関与していた児童の死亡事例が発生しました。

同事例を受け、三重県児童虐待死亡事例等検証委員会が立ち上げられ、同委員会から本県に対して「体制づくり」「関係機関との連携」「人材育成(研修)」を課題とする提言が出されました。本県では、再発防止に向けて取組を開始していましたが、三重県児童虐待死亡事例等検証委員会の提言を踏まえ、その取組についてより一層の強化が必要となりました。

また、令和4年の児童福祉法の改正により、子どもの権利擁護の取組をさらに推進するため、一時保護や措置決定時等における子どもの意見聴取等について義務化されるとともに、市町において、全ての妊産婦と子育て世帯、子どもを対象とした母子保健と児童福祉の一体的な相談支援の実現に向けて、こども家庭センターの設置が求められました。

加えて、三重県子ども条例の施行から10年以上が経過し、いじめや不登校など困難を抱える子どもの増加や、子どもの権利を侵害する事例が発生するとともに、子どもを取り巻く環境も大きく変化していることから、こども基本法及び国のこども大綱の内容もふまえ、三重県子ども条例が改正されました(令和7年4月1日施行)。

今回の条例改正は、子どもを虐待から守ることについて、基本的な考え方を定め、県、市町、県民、保護者及び関係機関等の責務並びに地域社会の役割を明らかにするとともに、通告に係る対応等を定めることにより、県、市町、関係機関等などが連携し、県民と一体となって、子どもを虐待から守り、もって次代の社会を担う子どもの心身の発達に寄与しようとするものです。

県は、虐待から子どもの尊い命を守り、「すべての子どもが、笑顔に満ち、輝かしい未来に向かって健やかに育つ三重」の実現に向けて、平成16年に制定された本条例の意義を継承し、引き続き、児童虐待防止というこの重要な施策に真摯に取り組み続けていきます。

令和7年7月  
三重県子ども・福祉部  
児童相談支援課

## 子どもを虐待から守る条例改正 概要

### 条例改正の背景・課題

### 施行期日

令和7年7月1日

- ①令和5年5月に児童相談所が関与していた児童の死亡事例が発生。第三者による検証委員会において「体制づくり」「関係機関との連携強化」「人材育成(研修)」を課題とする報告書がとりまとめられた。
- ②児童虐待相談対応件数が増加し、平成30年度以降2,000件を超える高い水準で推移。
- ③令和4年の児童福祉法改正及び三重県子ども条例の改正(令和7年4月1日施行)による、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化や子どもの権利擁護が図られた児童福祉施策の推進。

### 条例改正の考え方

- ①体制づくり…子どもの権利擁護の取組の推進、未然防止の取組の推進
- ②関係機関との連携強化…子どもの安全確認・安全確保の連携強化、連携体制の強化
- ③人材育成…児童相談所職員等の専門職・専門組織としての質の向上

### 主な改正のポイント

#### 第1章 総則

- 子どもの権利擁護の推進  
保護者の責務について、子どもの人権を尊重することを明記【第8条】
- ためらわず通告することの徹底  
虐待のおそれのある事案を発見した際の通告を関係機関等の責務として規定し、ためらわず通告することを徹底【第9条】
- 三重県全体で連携しワンチームで支援をつなぐことを推進  
虐待の早期発見・早期対応、子ども及び家庭への支援について、県、市町及び関係機関等の一層の連携を強化【第9条の2】

#### 第2章 未然防止

- 虐待の発生予防、未然防止の取組の推進  
妊娠期から子育て期までにおいて不安を抱える者への支援を推進【第11条第3項～第5項】
- 子どもの安全確認・安全確保の連携強化  
乳幼児検診未受診等で子どもの安全確認ができない場合、市町から児童相談所に通知し、連携して安全確認を徹底【第11条第6項、第7項】

#### 第3章 早期発見及び 早期対応

- 子どもの安全確認・安全確保の連携強化  
通告後の対面による子どもの安全確認の徹底、並びに、市町及び警察等の関係機関等と一層の連携を強化【第12条】

#### 第4章 保護及び支援

- 子どもの安全確保のため、家庭復帰の際の引継ぎの徹底  
子どもの安全確保のために必要な措置を講じるため、一時保護を解除し、家庭復帰する際の引継ぎを徹底【第16条】
- 子どもが安全に安心して意見表明ができる支援の強化  
子どもが安全に安心して意見表明できるよう必要な体制を整備し、子どもの権利擁護を促進【第18条】
- 社会的養護経験者(ケアリーパー)の自立支援を強化  
児童養護施設等を退所した者の実情把握に努め、生活や就労に対する相談体制を整備し、自立支援を強化【第19条】

#### 第5章 子どもを虐待から 守るための体制の 整備及び施策 の推進

- 警察、医療機関との連携体制の強化  
子どもを虐待から守るための体制の整備に、警察及び医療機関との連携体制を強化【第21条、第22条】
- 児童相談所職員等の専門職・専門組織としての質の向上  
体系的かつ計画的に研修を行い、児童相談所職員等の専門的な知識及び資質の向上を図る【第27条】

### 施策の総合的な推進

- 子どもを虐待から守ることに係る施策を総合的に推進するための計画を策定【第25条】
- 子どもを虐待から守るための施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるよう努める【第29条】

○条例改正に向けた検討経過

| 年月日                |                             | 主な内容                     |
|--------------------|-----------------------------|--------------------------|
| R6.7.5             | 第1回子どもを虐待から守る条例改正検討有識者会議    | 条例改正の必要性<br>児童虐待対応の現状と課題 |
| R6.9.13            | 第2回子どもを虐待から守る条例改正検討有識者会議    | 条例改正の論点整理                |
| R6.10.10           | 第3回子どもを虐待から守る条例改正検討有識者会議    | 条例改正の<br>主要論点の検討         |
| R7.2.14            | 第4回子どもを虐待から守る条例改正検討有識者会議    | 条例改正案(中間案)<br>(事務局案)     |
| R7.3.14<br>～7.4.12 | パブリックコメント<br>市町・関係機関等への意見照会 |                          |
| R7.4.18            | 第5回子どもを虐待から守る条例改正検討有識者会議    | 条例改正案(最終案)               |

○子どもを虐待から守る条例改正検討有識者会議 委員 (敬称略:五十音順)

| 氏名                        | 所属名・職名                                                    |
|---------------------------|-----------------------------------------------------------|
| ごとう けいじ<br>後藤 啓二          | ・NPO 法人シンクキッズー子ども虐待・性犯罪をなくす会 代表理事<br>・後藤コンプライアンス法律事務所 弁護士 |
| ★座長<br>ささき みつあき<br>佐々木 光明 | 神戸学院大学法学部法律学科 教授                                          |
| すずき ひでひろ<br>鈴木 秀洋         | 日本大学大学院危機管理学研究科 教授(行政法)<br>・法学博士(専門職)・保育士                 |
| すずき<br>鈴木 みゆき             | 國學院大學人間開発学部子ども支援学科 教授・博士(医学)                              |
| のだ まさと<br>野田 正人           | 立命館大学 名誉教授                                                |
| ふじた かおり<br>藤田 香織          | 藤田・戸田法律事務所 弁護士                                            |
| ほりうち ちはる<br>堀内 千春         | 一般社団法人子どもアドボカシーセンターMIE 代表理事                               |
| まつおか のりこ<br>松岡 典子         | NPO 法人 MC サポートセンター みっくみえ 代表                               |

## 第一章 総則

・・・今回改正された条文

### (目的)

第一条 この条例は、三重県子ども条例(令和七年三重県条例第四号)の理念にのっとり、子どもを虐待から守ることについて、基本的な考え方を定め、県、市町、県民、保護者及び関係機関等の責務並びに地域社会の役割を明らかにするとともに、通告に係る対応等を定めることにより、県民全体で子どもを虐待から守り、もって次代の社会を担う子どもの心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

### 【趣旨】

この条例における目的について説明しています。

### 【改正のポイント】

子どもの権利を保障し、全ての子どもが豊かで健やかに育ち、安全に安心して暮らすことができる社会の実現に必要な基本的事項を整備した「三重県子ども条例」の理念にのっとり、本条例は子どもを虐待から守るという児童虐待防止分野の実効的な施策を規定する条例であることをとしての位置づけであることを明らかにしました。

### (定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 子ども 児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号。以下「法」という。)第二条に規定する児童をいう。
  - 二 保護者 法第二条に規定する保護者をいう。
  - 三 虐待 法第二条に規定する児童虐待をいう。
  - 四 関係機関等 学校、幼稚園、児童福祉施設、保育所、認定こども園、医療機関、警察、女性相談支援センター、教育委員会、配偶者暴力相談支援センター(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十三年法律第三十一号)第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。以下この号において同じ。)その他子どもの福祉に業務上関係のある団体及び児童委員、学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士、警察官、女性相談支援員、配偶者暴力相談支援センターの職員その他子どもの福祉に関連する職務に従事する関係者をいう。
- 2 前項各号に掲げるもののほか、この条例において使用する用語の意義は、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)で使用する用語の例による。

### 【趣旨】

この条例における用語の定義について明らかにしています。

### 【改正のポイント】

これまで関係機関等については、子どもを虐待から守ることに関連する活動を行う機関に漏れが生じないよう、あえて具体的な定義をしていませんでした。

今回の改正により「分かりやすさ」を優先し、定義を明らかにしました。

また、子どもに日常的に接する機会の多い、子どもの在籍機関である「保育所」「幼稚園」「認定こども園」については、法制度上は児童福祉施設や学校に含まれますが、より積極的な協力・連携を促進するため、あえて例示しました。

### ○「保護者」の解釈について○

法第2条では、保護者を「親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するもの」としています。

「保護者」及び「現に監護する」の解釈については、子ども虐待対応の手引き(平成11年3月29日付け児企発第11号厚生省児童家庭局企画課長通知)に基づく解釈とします。

子ども虐待対応の手引き抜粋

「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護、保護している場合の者をいう。そのため、親権者や未成年後見人であっても、子どもの養育を他人に委ねている場合は保護者ではない。他方で、親権者や未成年後見人でなくても、例えば、子どもの母親と内縁関係にある者も、子どもを現実的に監護、保護している場合には保護者に該当する。

「現に監護する」とは、必ずしも、子どもと同居して監督、保護しなくともよいが、少なくともその子どもの所在、動静を知り、客観的にその監護の状態が継続していると認められ、また、保護者たるべき者が監護を行う意思があると認められるものでなければならない。

(基本的な考え方)

第三条 虐待は、子どもの人権を著しく侵害する行為であり、虐待を決して行ってはならず、また、これを許してはならない。

2 虐待の防止に当たっては、虐待が社会的要因、経済的要因その他の様々な要因により、あらゆる家庭において起こり得るという認識の下に、子育て家庭が孤立しない社会の実現に向けて取り組まなければならない。

3 子どもを虐待から守るための施策の実施に当たっては、子どもを権利の主体として尊重し、子どもの最善の利益を最大限に考慮しなければならない。

4 県民全体として、次代の社会を担う子どもが健やかに育つ社会の形成に向けて取り組まなければならない。

【趣旨】

各条文を規定する上での、基本的な考え方を明らかにしています。

(参考)

令和 2 年改正時において規定を改正・追記しています。

第 1 項、第 2 項について、虐待を許してはならないことが加えられるとともに、子育て家庭が孤立することのない社会の実現に向けて取り組まなければならないことを加えました。

第 3 項について、三重県子ども条例、平成 28 年の児童福祉法改正等との整合を図り、「子どもが権利の主体であること」、「子どもの最善の利益」との文言に改正しました。

(県の責務)

第四条 県は、虐待を受けた子どもの安全を確保し、生命を守ることを最優先としなければならない。

2 県は、子どもを虐待から守るため、必要な施策を講ずるとともに、必要な体制を整備しなければならない。

3 県は、子どもを虐待から守るため、市町の施策又は事業、関係機関等の事業又は活動及び地域社会の取組を積極的に支援しなければならない。

【趣旨】

県の責務について明らかにしています。

(参考)

平成 16 年制定時において、県には、虐待を受けた子どもの安全を確保し、尊い命を守ることを最優先に行う義務があること等を規定しました。

(市町の責務)

第五条 市町は、子どもを虐待から守るため、県及び関係機関等と連携し、子ども及び家庭に身近な場所で虐待の防止に係る施策の充実に努めるものとする。

【趣旨】

市町の責務について明らかにしています。

(参考)

令和 2 年改正時において、平成 28 年の児童福祉法改正により、県と市町の役割・責務が明確化されたことを踏まえ、「市町の責務」として、家庭に身近な場所で虐待の防止に係る施策の充実に努める旨を新たに規定しました。

(市町との協働)

第六条 県は、市町が実施する子どもを虐待から守るための施策又は事業について必要な協力を行うものとする。

2 県は、市町に対し、保健、医療、福祉、教育等の各分野における連携を強化し、子どもを虐待から守るための役割を積極的に果たすよう協力を求めるものとする。

【趣旨】

県と市町の協働について明らかにしています。

(参考)

平成 16 年制定時において、県、市町の両者の施策又は事業が円滑に進められることを目的に規定しました。

(県民の責務)

第七条 県民は、第三条の基本的な考え方にのっとり、子ども及び保護者を含む近隣社会の連帯が虐待の防止に資することについて理解を深めるとともに、子どもを虐待から守るための施策、事業、活動等に協力するよう努めるものとする。

2 県民は、虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合においては、速やかに、これを市町、児童相談所等に通告しなければならない。

【趣旨】

県民の責務について明らかにしています。

(参考)

令和 2 年改正時において、第 1 項に第3条の基本的な考え方を踏まえた理解促進に努めること、第2項に通告義務の規定を追加しました。

(保護者の責務)

第八条 保護者は、虐待を決して行ってはならない。

2 保護者は、子どもの人格を尊重するとともに、その年齢及び発達の程度に配慮しなければならず、かつ、体罰その他の子どもの心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない。

3 保護者は、子どもを虐待から守ることについて理解を深めるとともに、その子どもの心身の健全な育成に努めなければならない。

【趣旨】

保護者の責務について明らかにしています。

保護者は、虐待を決して行ってはなりません。体罰やその他の子どもの心身の健全な発達に有害になるような言動も許されるものではありません。

【改正のポイント】

民法改正(令和 4 年 12 月改正・施行)に伴い、児童虐待の防止等に関する法律が改正されたことを受け、改めて規定を見直しました。

体罰や虐待が、しつけの延長線上にあるかのような誤解を生じさせないため、体罰禁止を含む本条の規定において、「しつけに際して」の文言を削除しました。

(関係機関等の責務等)

第九条 関係機関等は、県、市町等と連携し、自主的かつ主体的に子どもを虐待から守るための事業又は活動を実施するよう努めるとともに、子ども及び家庭と関わる機会を通じて、虐待の防止に努めるものとする。

2 関係機関等は、常に虐待の兆候に注意を払い、その早期発見に努めなければならない。

3 関係機関等は、虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合においては、速やかに、これを市町又は児童相談所等に通告しなければならない。

4 前項の通告を受けた市町又は児童相談所等は、子どもを虐待から守るため、的確に相互の情報を共有するものとする。

【趣旨】

関係機関等の責務について明らかにしています。

【改正のポイント】

関係機関等について、これまでの「役割」から「責務等」と規定し直しました。

これは、関係機関等による主体的な子どもを虐待から守るための活動や、県や市町等との積極的な連携を促し、県全体で児童虐待防止の取組を一層推進することを目的としています。

また、関係機関等の通告の義務について明記しました。虐待の事実が明らかでなくても、子どもの安心や安全が疑われる場合には、ためらわず通告することが必要です。

通告を受けた市町又は児童相談所は、必要な情報を相互に共有し、調査・対応を進めていきます。

#### (県、市町及び関係機関等の連携)

第九条の二 県、市町及び関係機関等は、相互に連携し、虐待の早期発見及び早期対応に努めなければならない。

2 県、市町及び関係機関等は、子ども又は家庭のあらゆる相談に対応するため、相互に連携し、子ども及び家庭が適切な支援を受けられるよう努めなければならない。

#### 【趣旨】

県、市町、関係機関等の連携について明らかにしています。

#### 【改正のポイント】

県、市町、関係機関等がワンチームであるという意識のもと、連携して虐待対応することとしています。

また、子どもや子育て家庭を主体に考えた適切な支援が受けられるよう、互いに連携することとしています。例えば、自らの機関が関わる中で、子どもの権利が害される状況や、家庭が子育てのうえで困っている状況が分かっても、自らの機関が取り得る手立てやサービス等では支援できない場合、支援し得る他の機関に対して、自ら積極的に働きかけをし、当事者が適切な支援につながるよう努めることとしています。

#### (地域社会の役割)

第十条 地域社会においては、子どもを虐待から守るため、その地域で生活し、又は活動する者が相互に助け合い、子育てに関する情報の提供その他の取組を実施する重要な役割を果たすものとする。

#### 【趣旨】

地域社会の役割について明らかにしています。

(参考)

平成 16 年制定時において、地域社会を構成する住民に対し、地域住民が互いを監視するのではなく、あいさつを交わすこと、相談し合うこと、自治会の活動に参加することなどを通じ、お互いが助け合うといった地域社会が有している機能が子どもを虐待から守る重要な役割として位置づけられました。

## 第二章 未然防止

(妊産婦及び子育て家庭への支援による未然防止の取組)

第十一条 県は、市町及び関係機関等が行う虐待の未然防止に資する事業について、妊産婦及び子育て家庭への支援が適切に実施されるよう、必要な助言及び適切な援助その他必要な協力を行わなければならない。

2 市町及び関係機関等は、虐待を未然に防止するため、妊産婦及び子育て家庭への切れ目ない支援を実施するよう努めるものとする。

3 第一項の助言、援助又は協力は、市町及び関係機関等において、困難を抱える妊婦、特定妊婦その他妊娠期から子育て期までにおいて不安を抱える者を必要な支援につなげる取組が推進されるよう行わなければならない。

4 県は、予期しない妊娠に至らないための啓発活動及び妊娠、出産等に関する相談窓口等の情報提供を行うものとする。

5 県は、医療機関及び市町その他関係機関等と連携し、予期しない妊娠をした者又は医療機関を受診していない妊婦に対し、医療を受ける機会を確保させるための啓発活動、情報提供その他の必要な支援を行うものとする。

6 市町は、母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)第十二条第一項及び第十三条第一項の規定による乳児若しくは幼児に対する健康診査を受診しておらず、かつ、当該乳児若しくは幼児の安全の確認ができない場合又は市町が設置する要保護児童対策地域協議会において、要保護児童の安全の確認ができない場合には、児童福祉法第十条第二項の規定により、児童相談所に技術的援助及び助言を求めるものとする。

7 市町は、前項の規定により、技術的援助及び助言を受けた後も、子どもの安全の確認ができない場合は、法第八条第一項第二号の規定により、児童相談所長(知事からの権限の委任を受けた場合を含む。以下同じ。)に通知するものとする。

### 【趣旨】

虐待の未然防止のため、妊産婦及び子育て家庭への支援や、乳幼児健診が未受診であり、子どもの安全確認ができない場合の市町及び児童相談所の対応など妊娠期から子育て家庭への切れ目のない支援について明らかにしています。

### 【改正のポイント】

条例改正検討有識者会議において、「支援によって、防げる虐待がある」という未然防止の取組の重要性について多くの議論がなされました。

具体的な取組としては

- ① 県が市町等の取組への支援として、経済的支援や、妊産婦の居場所づくりについての取組(困難を抱える女性への支援、子育て支援)を推進します(第3項)。
- ② 性や妊娠、自身の体やメンタルヘルス等に関する正しい知識を広く普及啓発し、望まない妊娠や性感染症等の予防、予防接種の推進、主体的な健康づくり等を推進します(第4項)。
- ③ 予期しない妊娠等に関する相談窓口「妊娠SOSみえ」の周知に取り組み、不安を抱える妊婦等を適切な支援につなげます(第5項)。

また、乳幼児健診が未受診かつ子どもの安全確認ができない場合、また、要保護児童対策地域協議会の構成機関において、虐待事案の子どもの安全確認ができない場合には、市町から児童相談所へ連絡し共に対応方針を検討することとします。

その後も、子どもの安全確認ができない場合においては、市町から児童相談所へその旨を通知し、子どもの安全の確認には万全を期すことを明記しました。

### 第三章 早期発見及び早期対応

(通告等に係る対応)

第十二条 児童相談所長は、虐待を受けたと思われる子どもを発見した者からの通告があつた場合には、直ちに、当該虐待に係る調査(当該子どもの養育に一定の関与があると認められる者の調査を含む。)を行い、対面により当該子どもの安全を確認しなければならない。家庭その他から虐待を受けたと思われる子どもに係る相談があつた場合についても、同様とする。ただし、市町又は関係機関等が対面により、当該子どもの安全を確認した場合は、この限りでない。

2 児童相談所長は、前項の規定により、調査及び子どもの安全を確認するに当たっては、通告の内容に応じ、市町及び関係機関等と連携を図るものとする。この場合において、同項の通告の内容及び調査により、子どもの生命若しくは身体に重大な危険が生じるおそれ又は子どもの心身の発達に重大な影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、警察と十分な連携を図らなければならない。

3 第一項の虐待を受けたと思われる子どもの保護者及び当該子どもの養育に一定の関与があると認められる者は、同項の規定による安全の確認に協力しなければならない。

4 第一項の通告を受けた児童相談所長は、当該子どもの安全確認を最優先に対応し、その安全確保のため必要があると認める場合は、ためらわずに当該子どもの一時保護(法第八条第二項第一号の規定による一時保護をいう。以下同じ。)を行い、又は適当な者に委託して当該一時保護を行わせるものとする。

5 児童相談所長は、一時保護、法第八条の二第一項の規定による出頭要求等、法第九条第一項の規定による立入調査等及び臨検等(法第九条の三第一項の規定による臨検又は搜索及び同条第二項の規定による調査又は質問をいう。)について権限を行使する必要がある場合は、必要に応じ、関係機関等の協力を得て、速やかに当該権限を行使しなければならない。

6 児童相談所長は、第一項の規定により安全を確認しようとする場合、第四項の規定により一時保護を行おうとし、若しくは行わせようとする場合又は前項の規定により権限を行使しようとする場合には、法第十条第一項の規定により当該子どもの住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。

7 児童相談所長は、前項の規定による援助を求める場合は、子どもの安全の確認及び安全の確保に万全を期する観点から、法第十条第二項の規定により必要に応じ迅速かつ適切にこれを行わなければならない。

### 【趣旨】

通告等に係る対応について、児童の安全確認の徹底や児童の安全確保のため、児童相談所長の対応や市町及び関係機関等との連携について明らかにしています。

### 【改正のポイント】

#### ① 対面による安全確認の徹底

通告のあった児童の安全確認については、市町及び関係機関等と連携し、「対面による安全確認」を基本とすることを明記しました。

#### ② 保護者の交際相手等への必要な調査等の実施

昨今の重大で痛ましい虐待死事案の検証等において、保護者の交際相手による加害の実態やその加害を放置する保護者のネグレクトが指摘されています。

第1項と第3項に、「養育に一定の関与があると認められる者」への調査等を行うことを明記しました。これは、「児童虐待対応における保護者の交際相手等への調査及び指導等の徹底について（令和4年4月18日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知）」における対応の徹底を図るものです。

#### ③ 警察との連携強化

生命の危険や心身の発達に重大な影響を及ぼす事案の通告があった際には、警察と情報共有し、連携することを明記しています。下記3類型の事案については、警察との情報共有を徹底します。

- 1 「子ども虐待対応の手引き」の「一時保護決定に向けてのアセスメントシート」の基準に準拠して、危険性が高いとされる事案
- 2 虐待通告の受理後、子どもと面会ができず、48 時間以内に児童相談所や関係機関において子どもの安全確認ができない事案
- 3 1の事案のうち、一時保護等の措置を解除し、家庭復帰するものに関する事案

#### ※参考資料

- ・「児童虐待への対応における警察との連携の強化について（平成30年7月20日厚生労働省家庭福祉課長通知）」
- ・「子ども虐待対応の手引き」
- ・「児童相談所運営指針」

また、虐待事案に的確に対応するため、子どもの安全確認や一時保護を行う際の警察への援助要請に係る規定を明記しました。

(通告等に係る体制の整備等)

第十三条 県は、市町及び関係機関等との連携及び協力を図り、虐待を受けたと思われる子どもを発見した者からの通告を常時受け、及び虐待を受けたと思われる子どもに係る家庭その他からの相談に常時応ずることができる体制の整備を図るものとする。

2 県は、前項の通告を行った者又は相談を行った者に不利益が生じないよう必要な措置を講ずるとともに、通告しやすく、かつ、相談しやすい環境づくりに努めなければならない。

### 3 (削除)

#### 【趣旨】

通告等に係る体制の整備や通告しやすい環境づくり等について明らかにしています。

#### 【改正のポイント】

第3項に規定されていた「子どもを虐待から守る家」(県民の住宅等のうち、地域における子どもを虐待から守るための取組を促進するため、当該住宅等に居住する者が子どもからの相談に応ずるよう協力を求めることができる住宅等として知事が指定したもの)については、これまで、条例に根拠を置き、指定を受けた県民の住宅等を、子どもからの相談に応ずること、子どもに一時的な避難場所を提供することについて、協力を得ながら進めてきたところです。

現状では「子どもを虐待から守る家」は相談先・一時避難先としての利用実績は無く、地域の子どもの安心・安全を守る虐待防止啓発としての意義が大きくなっているところです。その一方、SNS 相談による児童本人からの相談が増加傾向にあることから、今回の改正において、第3項の「子どもを虐待から守る家」の条項は削除し、第15条においてインターネットを利用した相談体制の規定を新たに設けました。

(条例改正前に指定を受けていた「子どもを虐待から守る家」については、そのまま制度を継続できるよう、改正附則において「改正前の子どもを虐待から守る条例の規定により指定を受けた住宅等については、なお従前の例による」としました。)

(配偶者に対する暴力が疑われる家庭への支援)

第十四条 県は、子どもが同居する家庭において、配偶者に対する暴力(法第二条第四号に規定する配偶者に対する暴力をいう。)が行われた疑いを認めた場合、市町及び関係機関等と情報を共有し、連携して当該子ども及び配偶者を支援するものとする。

【趣旨】

配偶者に対する暴力が疑われる家庭への支援について明らかにしています。

【改正のポイント】

「情報共有」から「情報を共有し」に文言を改正しました。

(子ども自身による安全確保への支援)

第十五条 県は、子ども自らが虐待について理解し、その心身の安全について相談を行うことができるよう、市町及び関係機関等と連携し、子どもに対し、その成長過程に応じた情報の提供その他の必要な支援を実施するものとする。

2 県は、前項の支援を実施するに当たっては、子どもの利便性の向上を図るため、インターネットを利用したサービスその他の情報通信技術の活用等により、その時々の子どもの新たな習慣及び生活様式に適応した相談体制を整備するものとする。

【趣旨】

子ども自身が虐待について理解するための支援やその相談体制の整備について明らかにしています。

【改正のポイント】

子どもへの理解促進のため、情報の提供その他支援の実施にあたっては、子どもの成長過程に応じたものにするものとしました。

また、県は、子どもが相談しやすい相談体制として、SNS 相談などインターネットを活用したサービスなどを推進します。

## 第四章 保護及び支援

(虐待を受けた子どもに対する保護及び支援)

第十六条 児童相談所長は、一時保護が行われた子どもに対し、当該子どもの心身の健やかな成長を支援するためのサポートプランの作成その他の方法により適切な保護及び支援を行うものとする。

2 児童相談所長は、一時保護が行われた子どもが、一時保護を解除されたとき又は一時帰宅するときは、再び虐待を受けることがないように、市町及び関係機関等と連携し、安全確保のために必要な措置を講じなければならない。この場合において、当該一時保護が、第十二条第二項後段の規定により、警察と連携した事案に係るものであるときは、警察と情報を共有し、十分な連携を図るものとする。

3 県は、虐待を受けた子どもが家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、当該子どもに対し、市町及び関係機関等と連携して適切な支援を行うものとする。

### 【趣旨】

一時保護を行った子ども、また、一時保護を解除し、在宅で養育される子どもへの適切な保護及び支援を行うことを明らかにしています。

### 【改正のポイント】

#### ① 一時保護解除時の市町及び関係機関等との連携の強化

第1項において、児童相談所における子どもへの支援計画について「ケアプラン」という名称を使用していました。しかし、「ケアプラン」は現在では主に介護保険サービス等で作成される計画書を指すイメージが浸透していることから、今回の改正において、「サポートプラン」と名称を改正しました。

ただし、令和4年児童福祉法改正により市町こども家庭センターが作成することとなった「サポートプラン」を、児童相談所が作成するという規定ではありません。具体的には、「一時保護ガイドラインの全部改正について」(令和6年3月30日こ支虐第165号)において児童相談所が作成するとされている「支援計画(家庭復帰後の支援計画)」を指しています。

家庭復帰後の支援計画を立てるにあたっては、市町及び関係機関と協議して、家庭復帰後の子どもの安全確保のための措置を講じることが重要であることから、児童相談所において市町こども家庭センターが作成する「サポートプラン」について十分な理解をしたうえでの計画の立案を推進するため、広義な意味としての「サポートプラン」として条項に規定しました。

## ② 警察との連携強化(再掲)

生命の危険や心身の発達に重大な影響を及ぼす事案の通告があった際には、警察と情報共有し、連携することを明記しています。下記3類型の事案については、警察との情報共有を徹底します。

- 1 「子ども虐待対応の手引き」の「一時保護決定に向けてのアセスメントシート」の基準に準拠して、危険性が高いとされる事案
- 2 虐待通告の受理後、子どもと面会ができず、48 時間以内に児童相談所や関係機関において子どもの安全確認ができない事案
- 3 1の事案のうち、一時保護等の措置を解除し、家庭復帰するものに関する事案

### ※参考資料

- ・「児童虐待への対応における警察との連携の強化について(平成 30 年 7 月 20 日厚生労働省家庭福祉課長通知)
- ・「子ども虐待対応の手引き」
- ・「児童相談所運営指針」

### (虐待を行った保護者への指導等)

第十七条 県は、市町及び関係機関等と連携し、虐待を行った保護者に対し、その虐待を受けた子どもとの良好な関係を再構築するため又は虐待の再発を防ぐための指導の徹底及び必要な継続的支援に努めなければならない。

### 【趣旨】

再発防止のための保護者に対する支援について明らかにしています。

### 【改正のポイント】

子どもとの良好な親子関係を再構築するため、指導するだけでなく、保護者への必要な支援の継続に努めなければならないこととしました。

(権利の擁護)

第十八条 県は、虐待を受けた子どもの最善の利益を考慮し、子どもの意見を聴く機会及び子どもが自ら意見を述べる機会の確保その他子どもの権利を擁護するための必要な対応を行うよう努めなければならない。

2 県は、前項の対応を行うに当たっては、子どもを権利の主体として尊重し、子どもが意見を表明することができ、かつ、その意見が適切に反映されるよう努めなければならない。

3 県は、前項の規定による子どもの意見表明に当たっては、子どもが意見を形成するための支援に努めるとともに、子どもが安全に安心して意見を表明できるよう、必要な体制を整備するものとする。

【趣旨】

虐待を受けた子どもに対する権利擁護について明らかにしています。

【改正のポイント】

改正三重県子ども条例(令和7年三重県条例第4号)における子どもの意見表明支援の規定にのっとり、意見聴取に当たっては、意見表明とその意見反映に努めることとしました。

また、子どもが安全に安心して意見を表明できるよう必要な体制を整備することとしました。

※参考 三重県子ども条例

(子どもの意見表明及び社会参画の促進)

第十四条 県は、子どもを権利の主体として尊重し、子どもが社会の一員として意見を表明することができ、かつ、その意見が子どもに関する施策に適切に反映されるよう、環境の整備を図るものとする。

2 県は、前項の規定により、子どもが意見を表明するに当たっては、子どもが意見を形成するための支援に努めるとともに、社会的養護下にある子どもをはじめとした、様々な状況下にある子どもが意見を表明することができるよう努めるものとする。

3 県は、子どもが社会の一員として尊重され、多様な社会的活動に参画することができるよう、必要な環境の整備を図るものとする。

(社会的養育及び自立支援)

第十九条 県は、虐待を受けた子どもの社会的養育を充実するとともに、その自立を支援するため、里親等への委託の推進、児童養護施設等の体制の整備その他必要な支援を行うものとする。

2 県は、必要があると認めるときは、虐待を受けた子どもが自立した後においても、地域社会の中でつながりを持ち安心して生活を送ることができるよう、その成長の過程において必要な支援を実施するものとする。

3 県は、市町及び関係機関等と連携し、児童養護施設等を退所した者の実情の把握に努めるとともに、その生活及び就労に対する相談体制の整備を図るものとする。

【趣旨】

虐待を受けた子どもに対する社会的養育の充実及び自立に向けた支援について明らかにしています。

【改正のポイント】

施設入所や里親委託中から退所までの支援として、子どもが自立をした後も、地域社会の中で人間関係のつながりができ、安心して生活を送ることができるということを目標に、切れ目のない支援を実施することとしています。

また、社会的養育経験者の実情把握に努め、お金、住まい、就労、人間関係、その他さまざまな生活上のことについての困りごとに対する相談体制の整備を図ることとしています。

(転居時の情報共有)

第二十条 児童相談所長は、虐待を受けた子どもが当該児童相談所の管轄区域外にその住所又は居所(以下この条において「住所等」という。)を移転する場合は、移転先の住所等を管轄する児童相談所において必要な支援が切れ目なく行われるよう、当該児童相談所長に対する速やかな引継ぎ等必要な措置を講ずるものとする。

2 児童相談所長は、虐待を受けた子どもが当該児童相談所の管轄区域にその住所等を移転した場合において、移転前に支援等を行っていた児童相談所長から情報の提供を受けたときは、必要な支援が切れ目なく行われるよう、市町及び関係機関等と緊密な連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。

3 市町は、虐待の防止に係る支援を行っている子どもが当該市町以外の市町村(特別区を含む。以下この項において同じ。)にその住所等を移転する場合又は当該市町以外の市町村が虐待の防止に係る支援を行っている子どもが当該市町にその住所等を移転するとの情報の提供を受けた場合は、その移転の前後において必要な支援が切れ目なく行われるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

#### 【趣旨】

虐待を受けた子どもが転居した場合に、児童相談所間及び市町間の速やかな引継ぎを実施することについて明らかにしています。

#### 【改正のポイント】

全体の文言の統一化を行うため、「児童相談所の所長」から「児童相談所長」に文言を改正しました。

## 第五章 子どもを虐待から守るための体制の整備及び施策の推進

### (警察との連携)

第二十一条 県は、虐待を受けたと思われる子どもの安全を確保し適切な保護を図るため、警察と虐待に係る情報を的確に共有し、虐待防止のため連携するものとする。

2 知事は、前項の規定に基づく連携体制を整備するに当たっては、必要に応じて警察本部長と協定を締結するものとする。

#### 【趣旨】

警察との連携について明らかにしています。

#### 【改正のポイント】

子どもの安全の確保を行うため、また、加害者への対応や対象家庭が県内へ転入、県外へ転出した際などにあっても子どもの適切な保護を図るため、必要な情報共有や連携を行うこととしています。

連携体制を推進するため、必要に応じてその体制整備についての協定を結ぶことを明記しました。その内容については、警察と十分に協議、確認し、申し合せのうえ、締結することとしました。

### (医療機関との連携)

第二十二条 県は、虐待を受けた子どもがその心身の状況に応じて適切な医療を受けることができるよう、医療機関との連携協力体制の整備に努めるものとする。

#### 【趣旨】

医療機関との連携について明らかにしています。

#### 【改正のポイント】

虐待を受けた子どもへの対応にあたっては、小児科の医療機関との連携が重要であり、また、子どもの心身の状態によっては精神科医療を受けることが必要な場合もあります。そのため、県は、子どもの心身の状況に応じて、適切な医療を受けることができるよう、医療機関との連携・協力体制の整備に努めることとしました。

(要保護児童対策地域協議会における支援体制の整備)

第二十三条 市町は、子ども及びその保護者への支援を円滑に実施するため、要保護児童対策地域協議会の活用により、県及び関係機関等との緊密な連携及び適切な役割分担の下に、協働して支援する体制の整備に努めるものとする。

2 県は、市町が設置する要保護児童対策地域協議会の運営の充実を図るため、助言及び必要な支援を行うものとする。

**【趣旨】**

市町の要保護児童対策地域協議会の運営強化のため、必要な支援を行うことを明らかにしています。

**【改正のポイント】**

要保護児童対策地域協議会は単なる会議体ではなく、支援を必要とする子どもや子育て家庭に必要な機関、地域資源へ実際につなぎ、ソーシャルワークが機能するよう運営することが重要です。県は、そのための助言及び必要な支援を行うこととしました。

(在宅における支援体制の整備)

第二十四条 県は、虐待を受けた子どもが当該虐待を行った保護者と同居する場合における虐待の再発を防止するため、市町、関係機関等及びその家庭が属する地域社会との連携を図り、その家庭への支援を継続的に行うことができる体制の整備に努めなければならない。

**【趣旨】**

虐待を受けた子どもが家庭復帰した後の虐待再発防止のため、県による支援体制の整備について明らかにしています。

**【改正のポイント】**

再発防止のための支援にあたっては、地域社会との連携だけでなく、市町及び関係機関等との連携も重要であることから、「市町、関係機関等」を追記しました。

(推進計画)

第二十五条 県は、子どもを虐待から守ることに関する施策を総合的に推進するための計画(次項において「推進計画」という。)を定めるものとする。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 妊産婦及び子育て家庭への支援に関する事項

二 前号に掲げるもののほか、子どもを虐待から守ることに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

**【趣旨】**

本条例の改正内容をより一層推進するための計画策定について明らかにしています。

**【改正のポイント】**

妊産婦及び子育て家庭への支援に関すること、また、子どもを虐待から守ることに関する施策をより一層推進するために必要な具体的取組を計画に定めることを規定しました。

(子ども虐待防止啓発月間)

第二十六条 県民の間に広く子どもを虐待から守ることについての関心及び理解を深めるとともに、次代を担う子どもの心身の健全な発達に寄与するため、子ども虐待防止啓発月間を設ける。

2 子ども虐待防止啓発月間は、毎年五月及び十一月とする。

3 県は、子ども虐待防止啓発月間において、その趣旨にふさわしい事業の実施に努め、また、市町及び関係機関等による同様の事業等に協力するよう努めなければならない。

**【趣旨】**

子ども虐待防止啓発月間について明らかにしています。

**【改正のポイント】**

毎年11月を「子ども虐待防止啓発月間」とし、子どもの虐待防止の普及啓発を推進しているところです。

新たに5月を啓発月間に位置付け、より一層啓発を推進することとしました。

(人材の養成等)

第二十七条 県は、子どもを虐待から守るため、児童相談所等における相談支援体制を整備するとともに、専門的な知識及び技術を有する職員の確保及び資質の向上を図るものとする。

2 県は、前項の規定に基づく取組を実施するに当たっては、体系的かつ計画的に研修を行うものとする。

3 県は、県、市町又は関係機関等による子どもを虐待から守るための事業又は活動が調和よく融合され、連携して効果的に実施されるよう人材の養成に努めなければならない。

4 県は、法第四条第五項の規定に基づく分析並びに調査研究及び検証の結果を、児童相談所、市町及び関係機関等において職務に従事する者の研修に十分活用する等により、虐待による死亡事例等の重大事例の再発を防止するための取組を積極的に進めるものとする。

【趣旨】

人材の養成、人材の確保、研修等について明らかにしています。

【改正のポイント】

児童虐待は、保護者自身が子育てや生活上の困難、DVの問題を抱えている等、複雑化、深刻化しており、あらゆる子ども、妊産婦や子育て家庭へのさまざまな支援や対応を行うため、職員の育成や専門性の向上に向け、体系的かつ計画的な研修を実施していくこととしています。

再発防止に向け死亡事例検証の結果を踏まえた多くの知見を研修等において活用し、児童福祉分野に限らず、警察などとも合同で研修をすることとしました。

(調査研究等)

第二十八条 県は、子どもを虐待から守るための調査及び研究に努めるとともに、必要な広報その他の啓発活動に努めなければならない。

【趣旨】

県の調査・研究や啓発活動について明らかにしています。

(参考)

平成 16 年制定時において、子どもを虐待から守ることについて重要な役割を担っている児童相談所職員等が専門的な知識を身につけるため、県は、調査研究を行い、その結果を検証すること等について規定したものです。

(財政上の措置)

第二十九条 県は、子どもを虐待から守るための施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

【趣旨】

県が果たすべき財政上の措置を明らかにしています。

【改正のポイント】

子どもを虐待から守るための施策を推進するため、必要な予算の確保に努めることとしました。予算確保の必要性については、パブリックコメントにおいて多くの意見が寄せられました。

## 第六章 雑則

### (秘密の保持)

**第三十条** 県は、関係機関等と連携し、子どもを虐待から守るための施策又は事業を実施する場合には、取り扱う個人情報の保護に関し必要な対策を講じなければならない。

2 関係機関等は、正当な理由がなく、その職務に関して知り得た虐待を受けたと思われる子どもに関する秘密を漏らしてはならない。

### 【趣旨】

秘密の保持(守秘義務)について、明らかにしています。

### 【改正のポイント】

旧条例の第21条第1項中の「職務関係者」は、改正条例第2条第1項第4号の「関係機関等」に含まれることとなったことから整合を図るため、旧条例第21条第1項は削除しました。

また、「職務関係者」から「関係機関等」に文言を改正しました。

### (年次報告)

**第三十一条** 知事は、毎年、虐待の発生状況、虐待に係る通告等の状況、県の施策の実施状況その他の県内における虐待に係る状況につき年次報告として取りまとめ、議会に報告し、その概要を県民に公表しなければならない。

### 【趣旨】

虐待に関する年次報告の作成と県議会への報告および県民への公表について明らかにしています。

### (参考)

平成 16 年制定時において、県議会が虐待に関する県内の状況を把握・検討するため、また、県民へ公表することにより、虐待防止に関する意識啓発を行うため、年次報告をとりまとめることとして規定したものです。

### (委任)

**第三十二条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

### 【趣旨】

規則への委任について明らかにしています。

(参考)

平成 16 年制定時において、この条例の趣旨を踏まえ、施行を円滑に行うための必要な事項は規則で定めることと規定したものです。

